○内閣府、総務省、経済産業省、財務省令第一号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の一部の施行に伴い、株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年六月十六日

内閣総理大臣　菅　義偉
総務大臣　武田　良太
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　梶山　弘志

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令

株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府、総務省、財務省、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（地域経済活性化事業活動） **第八条の三**　法第二十二条第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、地域における中小企業者その他の事業者（事業を開始する者を含む。次条第二号において同じ。）が行う次に掲げる事業活動であって、地域産業の高度化若しくは活性化又は雇用機会の増大に資するものとする。 一・二　［略］ 三　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する事業再編又は同条第十三項に規定する特別事業再編（前号に掲げる事業活動に該当するものを除く。）	（地域経済活性化事業活動） **第八条の三**　法第二十二条第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、地域における中小企業者その他の事業者（事業を開始する者を含む。次条第二号において同じ。）が行う次に掲げる事業活動であって、地域産業の高度化若しくは活性化又は雇用機会の増大に資するものとする。 一・二　［略］ 三　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第二条第十一項に規定する事業再編又は同条第十二項に規定する特別事業再編（前号に掲げる事業活動に該当するものを除く。）
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府、経済産業省令第四号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の一部の施行に伴い、産業競争力強化法施行令第四条に規定する内閣府令・経済産業省令で定める基準等を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年六月十六日

内閣総理大臣　菅　義偉
経済産業大臣　梶山　弘志

産業競争力強化法施行令第四条に規定する内閣府令・経済産業省令で定める基準等を定める命令の一部を改正する命令

産業競争力強化法施行令第四条に規定する内閣府令・経済産業省令で定める基準等を定める命令（平成二十七年内閣府、経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（前払式支払手段に関する要件） **第二条**　令第四条に規定する内閣府令・経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一～三　［略］ 四　発行に当たり、次に掲げる措置を講ずること。 イ・ロ　［略］ ハ　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十三条又は地方公共団体の条例若しくは規則の規定で同条の規定に相当するものに基づく検査その他の措置に関して、補助金を交付した国又は地方公共団体に対する法第二条第四項に規定する新事業活動の遂行の状況等の報告を行うこと及び当該国又は地方公共団体による検査その他必要な措置を受けること。	（前払式支払手段に関する要件） **第二条**　令第四条に規定する内閣府令・経済産業省令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一～三　［略］ 四　発行に当たり、次に掲げる措置を講ずること。 イ・ロ　［略］ ハ　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十三条又は地方公共団体の条例若しくは規則の規定で同条の規定に相当するものに基づく検査その他の措置に関して、補助金を交付した国又は地方公共団体に対する法第二条第三項に規定する新事業活動の遂行の状況等の報告を行うこと及び当該国又は地方公共団体による検査その他必要な措置を受けること。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

○内閣府、経済産業省令第五号

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第百六十九号）の施行に伴い、中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年六月十六日

内閣総理大臣　菅　義偉
経済産業大臣　梶山　弘志

中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令の一部を改正する命令

中小企業等経営強化法第三十一条第一項に規定する経営革新等支援業務を行う者の認定等に関する命令（平成二十四年内閣府、経済産業省令第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。